

平成27年3月10日開会
平成 年 月 日閉会

平成27年 第2回

埜町議会定例会提出議案

議案番号	議案等名	ページ
議案第 7号	平成26年度埴町一般会計補正予算 (第8号)	
議案第 8号	平成26年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	
議案第 9号	平成26年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第2号)	
議案第 10号	平成26年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	
議案第 11号	平成26年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第3号)	
議案第 12号	平成26年度埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	
議案第 13号	教育長の勤務時間等に関する条例の制定について	
議案第 14号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	
議案第 15号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 16号	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 17号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 18号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 19号	埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 20号	埴町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 21号	埴町ブランド・イメージ回復支援交付金基金条例を廃止する条例の制定について	
議案第 22号	埴町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 23号	埴町教育委員会事務局の指導主事の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 24号	埴町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 25号	埴町奨学資金貸付基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 26号	埴町放課後児童健全育成事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 27号	埴町立保育所条例の制定について	
議案第 28号	埴町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	

議案番号	議案等名	ページ
議案第 29号	埜町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	
議案第 30号	埜町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について	
議案第 31号	埜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 32号	埜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 33号	埜町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 34号	埜町過疎地域自立促進計画の変更について	
議案第 35号	しらかわ地域定住自立圏形成協定の締結について	
議案第 36号	平成27年度埜町一般会計予算	
議案第 37号	平成27年度埜町国民健康保険特別会計予算	
議案第 38号	平成27年度埜町笹原財産区特別会計予算	
議案第 39号	平成27年度埜町農業集落排水処理事業特別会計予算	
議案第 40号	平成27年度埜町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 41号	平成27年度埜町介護保険特別会計予算	
議案第 42号	平成27年度埜町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 43号	平成27年度埜町上水道事業会計予算	

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	13
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	教育長の勤務時間等に関する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の身分が一般職から常勤の特別職に変更となるため、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を全部改正し、一般職員とは別に勤務時間等に関する条例を制定するもの。</p> <p>【具体的な内容】 教育長の給与に関する規定を削り、「町長等の給与及び旅費に関する条例」に追加する。教育長の勤務時間等については一般職に属する職員と同様とする。教育長の病気休暇、特別休暇及び介護休暇は、教育委員会の承認事項とする。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日。 現教育長の在任期間中は、改正後の条例は適用せず、改正前の条例の適用を受ける。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	14
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例		
要 旨	<p>【制定理由】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の身分が一般職から常勤の特別職に変更となり、職務に専念する義務が課されるため、一般職に属する常勤の職員に合わせ、職務専念義務の免除に関する規定を定めるもの。</p> <p>【具体的な内容】 教育長の職務専念義務が免除される場合を、一般職に属する職員に適用される「職務に専念する義務の特例に関する条例」同様に規定する。</p> <p>①研修を受ける場合 ②厚生に関する計画の実施に参加する場合 ③特別の事由があつて公務に支障がない場合 ④その他任命権者が定める場合</p> <p>職務専念義務の免除にあつては、教育委員会の承認を受ける者とする。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日。 現教育長の在任期間中は、改正後の条例を適用せず、従前どおりの取扱いとする。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	15
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【制定理由】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の身分が一般職から常勤の特別職に変更となるため、必要な規定を改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>教育長の給与及び旅費に関する規定を、町長等の給与及び旅費に関する条例中に追加する。</p> <p>【施行期日】</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日。</p> <p>現教育長の在任期間中は、改正後の条例の規定は適用しない。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	16
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【制定理由】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の身分が一般職から常勤の特別職に変更となること、及び教育委員長の制度が廃止となることにより、必要な規定を改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】 教育長である教育委員の規定を廃止し、重複禁止の規定に教育長を加え、報酬別表から教育委員長の規定を削除する。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日。 現教育長の在任期間中は、改正後の条例の規定は適用しない。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	17
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 平成 26 年福島県人事委員会の給与勧告を踏まえ、町職員の給料表及び昇給基準の見直しを行うもの。</p> <p>【具体的な内容】 勧告による世代間の給与配分の見直しを踏まえて、高齢層を中心に給料月額を引き下げる（5年間の経過措置あり）。55歳を超える職員の昇給については、良好な成績で勤務したと職員が認めたものに限り行うものとする。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	18
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 冬期の町道等の除雪対策として、職員に大型特殊免許を取得させ重機オペレーター業務を行わせているが、業務の特殊性の観点から特殊勤務手当の支給対象に加えるもの。</p> <p>【具体的な内容】 業務従事 1 回あたり 5,000 円の範囲内で手当を支給する。規則で 4 時間未満 (2,000 円)、4～8 時間未満 (3,500 円)、8 時間超 (5,000 円) と定めたい。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	19
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 平成 26 年福島県人事委員会の給与勧告を踏まえ、一般職の任期付職員の給料表の見直しを行うもの。</p> <p>【具体的な内容】 勧告による給料表への切替えを行うとともに、1 級給料表の一部適用を全部適用とする。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日。 給料表の追加分（72 号級から 93 号級）は平成 28 年 1 月 1 日。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	20
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町行政手続条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【制定理由】 行政手続法の一部を改正する法律が、平成 26 年 6 月 13 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行されることに合わせ、所要の改正を加えるもの。</p> <p>【具体的な内容】 ①字句の訂正 「名あて人」⇒「名宛人」 ②行政指導の際に示さなければならない事項の追加 ③行政指導の中止を求めることができる規定の追加 ④行政処分又は行政指導をすることを求める規定の追加</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日。 。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	21
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	塙町ブランド・イメージ回復支援交付金基金条例を廃止する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 平成24年度に県支出金として交付を受けた福島県ブランド・イメージ回復支援市町村交付金を財源として積立を行った塙町ブランド・イメージ回復支援交付金基金について、平成26年度をもってすべて取崩し・対象事業への充当を完了したため、条例を廃止するもの。</p> <p>【具体的な内容】 平成26年度で基金のすべてを取崩し、対象事業への充当が完了したため、基金条例を廃止する。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。(議会の議決後速やかに公布予定)</p> <p>【その他】 県交付金・町基金創設時から、平成26年度までに全額取崩し・充当するよう県からの指導があったため、平成26年度で終了する。(基金の残余が出た場合には返還となる。)</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	22
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 埴町埴林間工業団地用地取得造成事業特別会計における造成用地が完売し、特別会計として経理する必要がなくなったことによる。</p> <p>地方自治法第 209 条第 2 項では、「特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。」とされており、今後は法に基づく特別会計の体をなさなくなるため特別会計を廃止することとしたい。</p> <p>【具体的な内容】 埴町特別会計条例第 1 条に定める「(3) 埴町埴林間工業団地用地取得造成事業特別会計」を廃止するため、条例の一部改正を行うもの。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	23
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埤町教育委員会事務局の指導主事の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、引用規定に条ずれや内容の変更が生じることから、関係条例につきまして改正することにしました。</p> <p>【具体的な内容】 第 19 条第 3 項を第 18 条第 2 項に改正します。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日施行から施行します。</p>		
担当課	学校教育課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	24
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 子ども子育て支援法の施行に伴う新たな保育料の減免制度の趣旨に沿い、埴町立幼稚園の保育料を改正し、併せて規定の整備を行うため今回改正することにしました。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者負担額を授業料から保育料へ改めます。 2. 広域入園の内容を追加します。 埴町内に住所がない幼児が、埴町立幼稚園に入園する場合の取り扱いを追加します。 3. 保育料の減免の算出の基となる税額を町民税所得割額に変更し、所得に応じた基準額（階層区分）に改正します。また、これまでの減免規定を削除し、軽減後の額（預かり保育料含む）に改正します。 4. 保育料の切り替え時期を、年 1 回から 4 月と 9 月の 2 回に変更します。 <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日施行から施行します。</p>		
担当課	学校教育課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	25
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町奨学資金貸付基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 制度に対して、監査委員会からのご意見等をいただいたため、本制度のさらなる管理の充実に資するため、今般、一部改正することとしました。</p> <p>【具体的な内容】 1. 返還誓約書の提出時期を、貸与決定と同時に提出するよう改正します。 2. 遅延利息を請求する規定を追加します。 履行期限内に返還されている借受者との公平性を確保するため、履行遅延に係る遅延損害金である遅延利息を請求します。 また、法定利率と同じ年 5% に設定します。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日施行から施行します。 平成 27 年 3 月 31 日以前に納期限が到来した返還金については、遅延利息は適用しません。</p>		
担当課	学校教育課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	26
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町放課後児童健全育成事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 町内 3 児童クラブにおいて、運営が異っていたため、分担金に差をつけていたが、提出するおやつの内容にも差が生じていた。 そこでこの度、徴収金の均衡を図り、おやつ等同一のサービスを提供するため、分担金を統一することとしました。</p> <p>【具体的な内容】 1. 3 児童クラブ共に、学期中の期間は月額 5,000 円に、実施日数が 10 日以下の月の場合は月額 2,500 円に統一します。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日施行から施行します。</p>		
担当課	学校教育課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	27
提出時期	平成27年3月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町立保育所条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】 子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育園の入所手続、保育料の徴収根拠等を定めようとするもの。</p> <p>【具体的な内容】 保育所の設置、名称、所在、定員、保育事業、休所日、職員の配置、入所資格、入所手続、保育料の徴収根拠等を定める。</p> <p>【施行期日】 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行します。（平成27年4月1日）</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	28
提出時期	平成27年3月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】 国における介護保険の制度改正、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料、地域支援事業について改正を行うため。</p> <p>【具体的な内容】 介護保険料率を6段階から9段階に細分化 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期の延長 (平成29年4月から実施)</p> <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>		
担当課	健康福祉課		

『参考資料』

埜町介護保険料の改定(案)について

第5期(平成24年度～平成26年度)		第6期(平成27年度～平成29年度)				増減額			
所得段階	基準	保険料率	年額(円)	所得段階	基準		保険料率	年額(円)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている人 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 	0.50	24,000	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入額等80万円以下 	0.50	30,000	6,000	
第2段階		0.50	24,000			0.75	45,000	9,000	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の人 	0.75	36,000	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 	0.75	45,000	9,000	
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の人 	1.00 (基準額)	48,000	第3段階		<ul style="list-style-type: none"> 本人町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下 	0.90	54,000	6,000
第5段階				第4段階			<ul style="list-style-type: none"> 本人町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超 	1.00 (基準額)	60,000
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以下の人 	1.25	60,000	第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 町民税課税かつ本人年金収入等120万円未満 	1.20	72,000	12,000	
第7段階				第6段階		<ul style="list-style-type: none"> 町民税課税かつ本人年金収入等120万円以上190万円未満 	1.30	78,000	18,000
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円を超える人 	1.50	72,000	第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 町民税課税かつ本人年金収入等190万円以上290万円未満 	1.50	90,000	18,000	
第9段階				第8段階		<ul style="list-style-type: none"> 町民税課税かつ本人年金収入等290万円以上 	1.70	102,000	30,000

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	29
提出時期	平成27年3月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】 介護保険法の改正に伴い、従来、厚生労働省令等で定められていた介護予防支援に関する基準について、市町村条例で定めることとされたため。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数 ・ サービスの適切な利用、処遇、安全確保、秘密の保持 ・ 効果的な支援方法の基準、 ・ 事業の運営に関する基準 <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	30
提出時期	平成27年3月（定例会・臨時会）		
案件名	埴町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】 介護保険法の改正に伴い、従来、厚生労働省令等で定められていた地域包括支援センターに関する基準について、市町村条例で定めることとされたため。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の員数、人員配置基準 ・ 基本方針等 <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	31
提出時期	平成27年3月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】 介護保険法施行規則等の一部改正に伴い改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、国の基準に従い改正する。 (埴町においては、現在これらのサービス事業所はありません)</p> <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	32
提出時期	平成27年3月（定例会・臨時会）		
案件名	<p>埴町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>		
要 旨	<p>【制定理由】 介護保険法施行規則等の一部改正に伴い改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】 ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、国の基準に従い改正する。 <small>（埴町においては、現在これらのサービス事業所はありません）</small></p> <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	33
提出時期	平成 27年 3月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埴町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 道路法施行令の一部改正及び福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い道路占用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>【具体的な内容】 占用料の単価を改正すること。</p> <p>【施行期日】 平成27年4月1日施行</p>		
担当課	まち整備課		

改正額一覧表

占用物件		単位	改正後	改正前
1 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	310円	460円
	第2種電柱		480円	700円
	第3種電柱		650円	950円
	第1種電話柱	1本につき1年	280円	410円
	第2種電話柱		450円	650円
	第3種電話柱		620円	900円
	その他の柱類	長さ1メートルにつき1年	28円	41円
	共架電線その他上空に設ける線類		3円	4円
	地下に設ける電線その他の線類		2円	2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270円	400円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	170円	250円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	560円	820円
	郵便差出箱		240円	340円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	760円	990円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	560円	820円	
2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	12円	17円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		17円	25円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		25円	37円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		34円	49円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		50円	74円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		67円	98円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		120円	170円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		170円	250円
	外径が1メートル以上のもの		340円	490円

改正額一覧表

占用物件		単位	改正後	改正前
3	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	560円	820円
4	法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		
		階数が3以上のもの		
		地下街及び地下室		
	上空に設ける通路		380円	490円
	地下に設ける通路		230円	300円
	その他のもの		560円	820円
5	法第32条第1項第6号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1日	8円	10円
6	政令第7条第1号に掲げる物件	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	76円	99円
		その他のもの	76円	99円
		看板(アーチであるものを除く)	760円	990円
		標識	450円	650円
		旗ざお	8円	10円
		幕(政令第7条第4号に掲げる工事に設けるものを除く)	76円	99円
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8円	10円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1日	76円	99円
	車道を横断するもの	1基につき1月	760円	990円
	その他のもの		380円	490円

改正額一覧表

占用物件		単位	改正後	改正前
7	政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	560円	820円
8	政令第7条第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額	新設
9	政令第7条第4号に掲げる工事に用いる材料	占有面積1平方メートルにつき1月	76円	99円
10	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1月	56円	82円
11	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.028を乗じて得た額	
12	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの	Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.014を乗じて得た額	
13	政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.014を乗じて得た額	
14	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.028を乗じて得た額	
15	政令第7条第12号に掲げる器具	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額 Aに0.028を乗じて得た額 Aに0.028を乗じて得た額	
16	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.028を乗じて得た額	

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	34
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町過疎地域自立促進計画の変更について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>平成 27 年度に実施する予定の事業を過疎対策事業債の対象事業とするため、埜町過疎地域自立促進計画を変更する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>埜町過疎地域自立促進計画を変更し、平成 27 年度に実施する予定の「埜中学校武道場建設事業」を計画内へ追加する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	35
提出時期	平成 27 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	しらかわ地域定住自立圏形成協定の締結について		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市宣言を行った白河市と、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成するため協定を締結する。 <p style="text-align: center;">県南地区 9 市町村（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）がそれぞれ締結することで、しらかわ地域定住自立圏が形成でき、様々な政策を展開することが可能となる。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月</p>		
担当課	総務課		

